■市民の役割

【市民の権利】

- ①市が保有する情報を知る権利
- ②自治に参加する権利
- ③市の行政サービスを受ける権利

【市民の青務】

- ①自治の主権者として、互いに尊重し、自治に参加し
- ②自治に参加するときに、自らの発言と行動に責任を 持ちます。
- ③行政運営と行政サービスに伴う負担を受け持ちます。 【コミュニティ(地域共同体)】
- ①市民は、自治の担い手としてコミュニティの役割と 責務を認識し、コミュニティを守り育てるよう努め ます。
- ②市はコミュニティの自主性と自立性を尊重するよう 努めます。



市政の主役である市民の皆さんが、幸 せな暮らしを願い、自ら市政の方向を決 定し、運営に携わることこそ自治にほか なりません。

皆さんの意思と行動で、市民が主役の マチづくりを目指しましょう。

■議会の役割

【議会の役割・責務】

- ①議決機関として、政策を総合的な視点で審議 ②公職選挙法などの法令やこの条例の基本原則 し、意思決定をします。
- ②常に市が市民本位で効率的な市政運営を行って いるかどうかを調査し、自らも政策立案などを 行い、市民の意思を反映するよう活動します。
- ③議会活動について市民にわかりやすく説明 し、市民・市と連携し、協働により自治の発 展と市民の福祉の向上に努めます。

【議員の責務】

- ①市民の信託に応え、自己の能力の向上に努め、 誠実に職務に取り組みます。
- を守り、政治責任を果たします。



■市の役割

【市長の責務、政治倫理】

①市政の代表者として、市民の信託に応え、公 正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、 自治の理念の実現に努めます。

【市の責務】

- ①公正で誠実に仕事を進め、内容や進め方を常 ②自治の課題に適切に対応す に見直し、最少の経費で最大の効果を挙げる よう努めます。
- ②市の仕事の各過程で、市民への説明責任を果

たし、透明な自治に努めます。

- ③常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応します。
- ④職員が自己の能力向上を図ることができる機 会づくりに努めます。

【職員の責務】

- ①市民の立場に立ち、全力で職 務に取り組みます。
- るため、常に自己の能力向上 に努めます。



■お問い合わせは 政策調整課 ☎ 42-1809 まで

留萌市自治基本条例をご存知ですか?

留萌市自治基本条例では、

自治基本条例は、自治体が何を目指して、どのような方法で そのマチを運営するのかを定めたものです。

留萌市自治基本条例は、市が自主自立した自治体運営を進め るため、平成19年に施行しました。



留萌市自治基本条例の 3つの基本原則

①情報共有

市民、議会、市が、自治に関する情報 を互いに提供し合い共有します。

市民には、情報を「求める権利」「知る 権利」があります。市は情報を「提供す る義務」があります。

②市民参加

市の仕事の企画立案、実施、評価などの 過程に市民が関わり、意見や考えを明ら かにし、行動します。

市民は、市政に関心を持って積極的に行 動することが大事です。市は市民が参加 しやすい環境づくりに努めます。

市民、議会、市は、役割と責任を分担し、 互いに対等な立場で連携、協力して自 治を進めます。

市民、議会、市の「対等・協力」という 関係が、市民自治の実践につながります。

主自立の 理念や基本原則を条例として文章 成19年に施行 地方分権の 自治体運営を進めるため 「市民が主役のマチ 権の時代に、市がした留萌市自治基

を具体的に定めたことで、

0

い手である市民、

の役割

基本原則を定めています。

治基本条例は左記の3

にあふれる豊かな暮らしを実現する マチのことを考え、 自らマチづくりに参加 りが満足感 話し合い 留萌市

めには、

一会、市の役割が明確につの基本原則で市民、

変化に敏感に対応できるよ しの項目を定めていま のほか

られるためにいまれる

マチづくり

留萌市自治基本条例の特徴

umoi.jp/)でご覧いただけます。

留萌市自治基本条例の全文は

- ●市民による自治を理想とした「自治の理念」を定めました。
- ●自治の担い手として、市民、議会、市の三者の役割と責務を定めました。
- ●自治の基本原則として、情報共有、市民参加、協働の3つを定めました。
- ●市役所が仕事を進める基本原則として、都市経営の考え方を定めました。
- ●この条例が正しく実施されているかを定期的に確認し、世の中の変化に敏感に対応し、見直し

(成長する条例、育てる条例) ができるように定めました。

広報るもい